

9 二拠点居住等の推進に係る環境の整備について

新型コロナウイルス感染症の拡大によりテレワークが一般化する中で、個人や企業の意識にも変化が生じており、旅行や働き方の新しいスタイルであるワーケーションへの注目が集まるとともに、都市部の個人や企業が新たに地方へ拠点を設ける動きが加速している。

こうした社会の変化は、都市部で仕事をして地方部で余暇を過ごすというこれまでの二地域居住のライフスタイルのみならず、都市部と地方部の双方に拠点をもち、どちらの拠点にも仕事・生活の拠点を置く新たなライフスタイル「二拠点居住」を可能とするものであり、ワーケーションをその段階的取り組みとして捉えつつ、強力に推進していくことが必要である。

二拠点居住の推進は、都市部と地方部のつながりを強め、新たな交流を生み出すなど、それぞれの地域活性化にも資するものであり、全国各地が感染症の脅威にも強くしなやかに対応し持続的に成長できる「新次元の分散型国土」の形成に資するものである。

こうした新たなライフスタイルは、人々のQOLを向上させる有力な手段であるが、医療や介護、教育、仕事など、幅広い分野において、現行のあらゆる制度が「定住」を前提に作られているという課題もある。

そうした中で、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年12月21日改訂）においては、新型コロナウイルス感染症を踏まえた今後の地方創生の取組の方向性を、「①感染症による意識・行動変容を踏まえた地方へのひと・しごとの流れの創出、②各地域の特色を踏まえた自主的・主体的な取組の促進」とし、また国の姿勢については、「各地域の自主的・主体的な取組を基本としつつ、地域のみでは対応しきれない面を支援」としている。

また、「国土の長期展望」中間とりまとめ（令和2年10月 国土

審議会計画推進部会国土の長期展望専門委員会)においては、「個人の多様な生き方や世帯の形態の多様化に対応した新たな社会システム・行政制度の構築・柔軟な運用について検討を深める必要がある」としており、令和3年3月には国土交通省により「全国二地域居住等促進協議会」が設立されるなど、二拠点居住等に関する取り組みが本格化しつつあるところである。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 ワークেশョンの普及・促進

- (1) ワークেশョンに関する政府の一元窓口を設置するとともに、普及に向けたロードマップなど方針を示すこと。
- (2) 企業がワークেশョンを導入するにあたっての労務管理のあり方を示したガイドラインを策定するとともに、企業への周知を図ること。

2 サテライトオフィス等をはじめとしたテレワーク環境の整備への支援

- (1) サテライトオフィスやコワーキングスペース、宿泊施設、観光施設などのテレワーク環境の整備に対する補助金や税制優遇などの財政支援を拡充すること。
- (2) テレワーク交付金について、施設整備に加え、オフィスの運営、ソフト事業の支援などの補助対象を拡大すること。

3 二拠点居住等に係る制度的課題への対応

公共サービスの負担の在り方など、二拠点居住等に係る制度的課題について、地方自治体とともに抽出・検討を行うこと。